

奉仕活動・体験活動関連連携事業・連携施策

府省・団体名	事業・施策名		連携・協力先	頁
内閣府	ボランティアキャラバン	継続	・ボランティア ・市民活動団体	1
	ボランティア情報誌「ヤッテポラン」	継続	・関係省庁 ・地方公共団体	2
警察庁	全国地域安全運動	継続	・防犯協会 ・地方公共団体 ・地域安全ボランティア団体 ・地域安全に関する取組を推進している団体	3
	少年による街頭犯罪等を抑止するための地域住民活動の活性化	新規	・地方公共団体 ・教育機関等 ・保護司（会） ・ボランティア関係団体 ・企業 等	4
	少年を守る環境浄化重点地区活動	継続	・全国少年補導員協会 ・地区少年補導ボランティア団体 ・PTA団体 ・地方公共団体の青少年育成関係部署及び教育委員会	5
	交通安全国民運動中央大会	継続	・内閣府、文部科学省、国土交通省、総務省 ・（財）全国安全会議 ・（社）全国交通安全母の会連合会	6
	中学生に対する体験型交通安全教育推進及び教育リーダー育成事業	継続	・地方公共団体 ・教育委員会	7
	地域交通安全活動推進委員制度	継続	・地方公共団体 ・教育委員会	8
文部科学省	地域と学校が連携協力した奉仕活動・体験活動推進事業	拡充	・奉仕活動・体験活動の場の提供に関する取組を実施している団体 ・ボランティア推進団体 ・企業 ・各種教育関係団体 ・各府省の地方機関及び地方公共団体	9
	豊かな体験活動推進事業	拡充	・事業者 ・行政機関 ・関係団体 等	10
	青少年長期自然体験活動推進事業	継続	・農林水産省	11
	省庁連携子ども体験型環境学習推進事業	継続	・国土交通省、水産庁、農林水産省、林野庁、中小企業庁、環境省	12

府省・団体名	事業・施策名		連携・協力先	頁
文部科学省・国土交通省 ・環境省	「子どもの水辺」再発見プロジェクト	継続	・文部科学省、国土交通省、環境省	13
文部科学省・農林水産省	子どもたちの海・水産業とのふれあい推進プロジェクト	継続	・文部科学省、水産庁	14
文部科学省・農林水産省	「あぜ道とせせらぎ」づくり推進プロジェクト	継続	・文部科学省、農林水産省	15
林野庁・文部科学省	森の子くらぶ活動推進プロジェクト	継続	・林野庁、文部科学省	16
環境省、文部科学省	子どもパークボランティア事業	継続	・環境省、文部科学省	17
厚生労働省	勤労者のボランティア活動参加のための環境整備	継続	・都道府県の経営者団体 ・NPO・ボランティア支援団体 ・地方公共団体	18
農林水産省	子どもたちの農業・農村体験学習推進事業	新規	・文部科学省、厚生労働省	19
	野菜消費構造改革対策推進事業	継続	・教育委員会 ・小・中学校 等	20
農林水産省・国土交通省	いきいき・海の子・浜づくり	継続	・文部科学省、国土交通省	21
林野庁	ふれあいの森における自主的な森林整備活動の推進	継続	・地方公共団体 ・民間団体（自主的な森林づくり活動を行うことを目的とするもの） ・公益団体 ・学校 等	22
	遊々の森の設定の促進	継続	・学校 ・地方公共団体 ・教育委員会 ・学校法人 ・団体 等	23
	青年森林協力隊推進事業	新規	・文部科学省 ・教育委員会	24
国土交通省	海辺の自然学校	新規	・地方公共団体 ・教育委員会 ・観光協会 ・NPO ・市民団体 ・大学等教育研究機関 等	25
	交通バリアフリー教室	継続	・公共交通事業者 ・地方公共団体 ・社会福祉協議会 ・教育委員会 等	26
	市民連携サポートセンター	継続	・文部科学省、環境省	27

府省・団体名	事業・施策名		連携・協力先	頁
国土交通省	子どもの水辺サポートセンター開設	継続	・文部科学省、環境省	28
	「子どもの水辺」中部ブロック連絡会議	継続	・文部科学省、環境省	29
	「世界子ども水フォーラム」の開催		・文部科学省、環境省	30
	漂着ごみ調査	継続	・地方公共団体 ・一般市民 ・NPO	31
全日本中学校長会	調査研究・報告等	継続	・さわやか福祉財団 ・日本青年奉仕協会 ・中央青少年団体連絡協議会 等	32
全国特殊学校長会	障害児の地域活動促進事業	継続	・社会福祉医療事業団	33
(財)全日本社会教育連合会	雑誌「社会教育」の発行	継続	・関係機関・団体	34
(社)中央青少年団体連絡協議会	ボランティア活動「体験交流スタディズ」	拡充	・本会加盟少年団体 ・北海道、秋田、山形、栃木、群馬、福井、岐阜、和歌山、広島、香川、鹿児島、大分県の青少年団体連絡協議会 ・教育委員会 ・学校 ・社会教育関係団体 ・福祉団体	35
(社)日本青年奉仕協会	青年長期ボランティア計画	新規	・ボランティア受け入れ先 ・ボランティア活動推進機関 ・社会福祉協議会 ・教育委員会 ・青少年団体 等	36
(財)さわやか福祉財団	ふれあいボランティアパスポート普及事業	拡充	・平成14年度～ アメリカン・エキスプレス日本 ・平成15年度 親切会	37
日本商工会議所	各地商工会議所の教育支援取組	継続	・地元の会員事業所 ・地元の各学校 ・奉仕活動・体験活動の場の提供に関する取組を実施している団体 等	38
子どもの水辺サポートセンター	水辺における体験学習の推進事業	継続	・水辺を利用した環境学習を行っている市民団体 ・各種教育関係団体 ・文部科学省、国土交通省、環境省等国の機関 ・地方公共団体	39

事業（施策）名	ボランティアキャラバン ( 継続 )
実施主体	内閣府（地方自治体との共同主催）
趣旨・目的	ボランティアをしたい人とボランティアを受け入れたい側が直接交流をする場の提供等を通じたボランティア活動のすそ野の拡大等
対象者	一般市民
概要	行政と各地のボランティア団体との協働事業の1つとして、ボランティアに関するイベント等を実施
実施期間	9月～2月（予定）
連携・協力先	都道府県、政令市並びの中核市及び各地のボランティア・市民活動団体
連携・協力内容	主 催：内閣府・自治体 運営協力：各地のボランティア団体又は実行委員会

事業（施策）名	ボランティア情報誌「ヤッテボラン」 (継続)
実施主体	内閣府
趣旨・目的	ボランティア活動に対する国民の理解と参加の促進を通じたボランティア活動の普及、啓発
対象者	一般市民
概要	全国各地のボランティア活動、国や地方自治体のボランティアイベント等の紹介等
実施期間	年間（年4回発行）
連携・協力先	関係省庁、並びに都道府県等地方自治体
連携・協力内容	編集・協力並びに、一般市民への普及、啓発（配布）

事業（施策）名	全国地域安全運動 ( 継続 )
実施主体	財団法人全国防犯協会連合会、都道府県防犯協会、都道府県暴力追放運動推進センター、警察庁及び都道府県警察
趣旨・目的	防犯協会を始めとする地域安全に資する関係機関、団体及び警察が、期間を定め、地域安全活動をさらに強化するとともに、その相互間の連携の一層の緊密化を図ることにより、地域安全活動の効果を最大限に上げて一層の浸透と定着化を図り、もって安心して暮らせる美しい地域社会の実現を図る。
対象者	国民全般
概要	街頭犯罪及び侵入犯罪の国民の身近な犯罪を重点として、地域住民へ犯罪の発生状況等の地域安全情報や具体的な防犯対策を提供するなど、地域住民の方々の自主的な防犯行動への積極的な取組み及び地域安全活動への参加を呼びかける。
実施期間	平成15年10月11日～10月20日
連携・協力先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯協会</li> <li>・国、都道府県、市町村</li> <li>・地域安全ボランティア団体</li> <li>・地域安全に関する取組みを推進している団体</li> </ul>
連携・協力内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯協会を始めとする地域安全に資する関係機関・団体等との連携を密にして、安全で安心して暮らせる美しい地域環境づくりのため、地域住民等の自発的な活動を促進するとともに協働活動を推進する。</li> <li>・関係機関や防犯協会等と連携し地域安全活動の意義や活動内容等を、あらゆる広報媒体を通じて幅広く集中的に広報し、地域安全活動の重要性を地域住民に浸透させ、効果的な地域安全活動の展開を図る。</li> </ul>

事業（施策）名	少年による街頭犯罪等を抑止するための地域住民活動の活性化(新規)
実施主体	国、都道府県警察
趣旨・目的	全国のモデル地区において、地域青年層の活力導入のためのパイロット事業を実施し、地域社会における少年問題への無関心を食い止め、もって増加傾向にある少年犯罪の発生を抑止させることを目的とする。
対象者	国民一般
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街頭犯罪の抑止のための「目に見えるパトロール活動」</li> <li>・非行少年を対象とした勉学支援・就職支援等の「継続的な指導・支援活動」</li> <li>・少年とともに行う環境美化活動、社会奉仕活動等の社会参加活動</li> </ul> <p>を内容とするパイロット事業を推進する。</p>
実施期間	平成15年度～
連携・協力先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体、教育機関等（教育委員会・学校）</li> <li>・保護司（会）</li> <li>・ボランティア関係団体、企業等</li> </ul>
連携・協力内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関間の情報の共有</li> <li>・関係機関等がもつ専門的知識、技能等に即した役割分担により個別事案に対し協働</li> <li>・イベント等の共催、相互支援</li> </ul>

府省・団体名 警察庁

事業（施策）名	少年を守る環境浄化重点地区活動 ( 継続 )
実施主体	国、都道府県警察
趣旨・目的	少年の健全育成に有害な社会環境を浄化して、その保護及び健全育成を図るため、地域安全活動等と連動した住民主導による有害環境に関する情報発信、関係機関・団体への働きかけ、関係業者による自主的措置を促進するなどして有害環境浄化気運の醸成を図る。
対象者	国民
概要	少年を取り巻く社会環境を浄化する必要のある地区を「少年を守る環境浄化重点地区」に指定し、「少年を守る環境浄化推進協議会」及び「少年を守る環境浄化推進委員」を設置して、少年に悪影響を及ぼすおそれのある要因の実態把握、各種メディアを利用した情報発信、インターネット上の少年に有害な情報からの切り離し、少年による飲酒喫煙対策など住民主導による環境浄化活動の推進を図る。
実施期間	昭和53年～
連携・協力先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国少年補導員協会、地区少年補導ボランティア団体、PTA 団体</li> <li>・都道府県、市町村の青少年育成関係部署及び教育委員会</li> </ul>
連携・協力内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少年に有害な図書、アダルトビデオ等について関係業界に自主規制を要請するとともに、県、市区町村等との連携により青少年保護育成条例の運用検討を要請している。</li> <li>・ 地区教育委員会との連携により、児童がインターネット上の有害情報を見ないための広報・啓発を推進する予定である。</li> </ul>

事業（施策）名	交通安全国民運動中央大会 ( 継続 )
実施主体	国、全日本交通安全協会、都道府県交通安全協会
趣旨・目的	本大会を契機として国民運動を展開することにより、国民一人一人の交通安全意識の高揚と交通道德の向上を図り、もって、交通事故を防止しようとするもの。
対象者	交通安全に関係する個人、団体等
概要	<p>交通安全に功労のあった個人、団体に対する表彰</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通栄誉章表彰</li> <li>・ 交通安全年間スローガン最優秀入選者に対する内閣総理大臣表彰</li> <li>・ 交通安全ファミリー作文最優秀入選者に対する内閣官房長官表彰</li> </ul> <p>分科集会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業部会</li> <li>・ 交通安全教育部会</li> <li>・ 地域・家庭部会</li> </ul> <p>大会宣言 地域・家庭・学校、職場における安全対策（奉仕活動・参加体験活動）を求める。</p>
実施期間	平成16年1月中旬
連携・協力先	内閣府、文部科学省、国土交通省、総務省 (財)全国安全会議、(社)全国交通安全母の会連合会
連携・協力内容	<p>大会実施にかかる連絡調整</p> <p>表彰の対象となる個人、団体の選定</p> <p>大会宣言（案）の策定</p>

## 府省・団体名 警察庁

事業（施策）名	中学生に対する体験型交通安全教育推進及び教育リーダー育成事業（継続）
実施主体	国，都道府県警察
趣旨・目的	地域において、中学生に対して、実践的な体験学習等を伴う交通安全教育を効果的に実施するため、地域の様々な関係者による連携体制の構築及びそれらの者の協力に基づく各種具体的活動の推進を支援するとともに、教師、保護者等に、正しい知識に基づいて安全かつ適切に自転車に乗用するように中学生を指導する技能を身に付けさせる。
対象者	中学生及びその指導に当たる教職員，保護者等
概要	<p>平成14・15年度の2箇年計画で、平成14年は、「交通安全教育推進協議会」を設置し、交通安全教育に関する年間計画を策定し、同協議会のメンバーの中から中学生の指導に当たる「交通安全教育リーダー」を指名し、「同リーダー育成研修会」を開催、同リーダーに対し、委託業者から派遣された講師による指導を行った。</p> <p>平成15年度は、14年度のモデル中学校において「体験型交通安全教室」を開催し、初年度研修を受けたリーダーが指導に当たる。また、初年度に指導を受けた中学生が一部の教習を担う。その際、初年度派遣された講師が交通安全教室全体の監督、指導を行う。</p> <p>さらに、小学校等での交通安全教室等の開催時に、リーダー及び初年度指導を受けた中学生が、ボランティア活動の一環として、自転車の安全な乗り方等について指導を行う。</p> <p>最後に、2箇年間の当事業の成果を踏まえ、中学生の自転車安全教育の指導者育成のためのマニュアルをとりまとめ、全国の警察署に配布し、今後の指導者育成に供することとしている。</p>
実施期間	平成14年度及び15年度
連携・協力先	各地方自治体（市町村，教育委員会等）
連携・協力内容	本事業における中学生のボランティア活動に対する指導を実施するためには、その準備段階から、上記連携・協力先との協議検討等密接な協力関係の確立が不可欠である。

事業（施策）名	地域交通安全活動推進委員制度 ( 継続 )
実施主体	都道府県警察
趣旨・目的	交通の安全と円滑に資するための自主的な活動を行う民間の有志に法律上の資格を付与し、地域住民の理解と協力を得て地域ぐるみで行う活動の促進
対象者	都道府県公安委員会が道路交通法第 108 条の 29 に掲げる要件に該当し委嘱した者
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民に対する交通安全教育</li> <li>・ 適正な駐車及び道路使用について住民の理解を深めるための運動</li> <li>・ 交通の安全と円滑に資するための広報啓発活動</li> <li>・ 交通の安全と円滑に資するための協力活動</li> <li>・ 交通の安全と円滑に資する相談活動等</li> </ul>
実施期間	平成 3 年 1 月 ~
連携・協力先	各地方自治体（市町村、教育委員会等）
連携・協力内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域交通安全活動推進委員が行う、地域における交通安全教室や広報啓発活動等について連携・協力することができるが、そのためには、準備段階から、上記連携・協力先との協議や検討等密接な協力関係の確立が不可欠である。</li> </ul>

事業（施策）名	地域と学校が連携協力した奉仕活動・体験活動推進事業（拡充）
実施主体	国、都道府県・市町村教育委員会
趣旨・目的	地域の教育力の活性化及び奉仕活動・体験活動の充実を総合的に推進するため、社会的気運の醸成に向けた取組を展開するとともに、推進体制の計画的な整備充実や、地域の実情に即した子どもの多様な活動を促進するためのモデル事業を実施する。
対象者	国民一般
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的気運の醸成：広報啓発・普及活動の全国展開を行うほか、全国フォーラム、調査研究を実施。</li> <li>・推進体制の整備：国・都道府県・市町村の各レベルにおいて、奉仕活動・体験活動を推進するための協議会及び活動支援のためのセンターを設置。</li> <li>・子ども週末活動等支援事業：地域資源（施設、人材等）を活用した週末等における子どもの活動支援や高齢者等の幅広い世代間とのふれあい交流支援など、地域の実情に即した取組を促進するためのモデル事業を実施。</li> </ul>
実施期間	平成14年度～
連携・協力先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奉仕活動・体験活動の場の提供に関する取組を実施している団体</li> <li>・ボランティア推進団体（ボランティア協会、NPOセンター、社会福祉関係団体など）</li> <li>・企業</li> <li>・各種教育関係団体（学校教育関係団体、社会教育関係団体）</li> <li>・各府省の地方機関及び都道府県・市町村の首長部局</li> </ul>
連携・協力内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県、市町村に整備している支援センターとの情報の共有（活動の場、指導者やコーディネイター、ボランティア等の人材情報、ホームページへのリンクなど）</li> <li>・都道府県、市町村に整備している支援センターのコーディネート機能の活用（マッチング、相談対応、センターを通じての活動のPRなど）</li> <li>・都道府県、市町村の推進協議会への参画</li> </ul>

事業（施策）名	豊かな体験活動推進事業 (拡充)
実施主体	文部科学省
趣旨・目的	各都道府県に「体験活動推進地域」及び「推進校」を指定し、他校のモデルとなる体験活動に取り組むとともに、都市部から農山漁村や自然が豊かな地域に出かけ、農林漁業体験や自然体験を行うなど、異なる環境における豊かな体験活動を促進するため、新たに「地域間交流推進校」を設ける。
対象者	各都道府県等
概要	平成14年度101地域・758校を指定(2年間を予定) 平成15年度より、地域間交流推進校を指定 地域間交流推進校：47地域×2校 地域間交流プログラムの開発：47都道府県
実施期間	平成14年度～
連携・協力先	事業者・行政機関・関係団体等
連携・協力内容	学校教育における体験活動の受入や活動への参加

学校における体験活動の実施状況（平成14年度、文部科学省調べ）

調査対象校： 小・中・高等学校 計564校（小学校、中学校、高等学校各188校）

体験活動の内容

	小学校	中学校	高等学校
ボランティアなど社会奉仕に関わる体験活動	4.5	3.8	3.0
自然に親しむ体験活動	14.8	5.5	3.4
第一次産業に関わる産業を対象とした勤労生産及び職場・職業・就業等に関わる体験活動	9.4	2.3	5.8
第二次産業に関わる産業を対象とした勤労生産及び職場・職業・就業等に関わる体験活動	1.0	2.8	7.4
第三次産業に関わる産業を対象とした勤労生産及び職場・職業・就業等に関わる体験活動	1.3	9.9	6.7
文化や芸術に親しむ体験活動	5.2	3.2	2.7
交流に関わる体験活動	6.2	2.1	2.5
その他の体験活動	3.7	2.4	3.2
計	46.0	32.0	34.5

教育課程における位置づけ

	小学校	中学校	高等学校
特別活動	6.9	5.3	5.6
総合的な学習の時間	24.8	18.7	6.6
その他教育課程内における活動	9.9	4.8	13.6
学校管理下において教育課程外に行う活動	4.4	3.2	8.7
計	46.0	32.0	34.5

注) 数字は、小学校においては5年生、中学校・高等学校においては2年生の1年間で実施する体験活動の総単位時間の平均

ボランティアなど社会奉仕に関わる体験活動	町内や海岸の清掃、地域環境整備・美化活動、社会福祉施設の訪問、その他のボランティア活動など
自然に親しむ体験活動	野外探索や野外生活、野鳥や小動物の観察、自然教室など
第一次産業に関わる産業を対象とした勤労生産及び職場・職業・就業に関わる体験活動	田植え、下草刈り、地引網等の農林漁業体験など
第二次産業に関わる産業を対象とした勤労生産及び職場・職業・就業等に関わる体験活動	工場等での職場体験活動、インターンシップなど
第三次産業に関わる産業を対象とした勤労生産及び職場・職業・就業等に関わる体験活動	地域の事業所、店舗等における職場体験活動、インターンシップなど
文化や芸術に親しむ体験活動	壁画の製作活動、日本や外国の文化・伝統の体験活動、地域の伝統行事や芸能・工芸等の伝承活動など
交流に関わる体験活動	幼児、高齢者、障害者、外国人、異なる地域の人々等との交流活動
その他の体験活動	上記に含まれない体験活動

# 豊かな体験活動推進事業

(前年度予算額	357,181千円)
平成15年度予算額	381,030千円

## 1 趣 旨

児童生徒の社会性や豊かな人間性を育むためには、成長段階に応じて、ボランティア活動など社会奉仕体験活動や自然体験活動をはじめ様々な体験活動を行うことが極めて有意義である。

これまでの「体験活動推進地域」・「推進校」に加え、都市部から農山漁村や自然が豊かな地域に出かけ、農林漁業体験や自然体験を行うなど、異なる環境における豊かな体験活動を促進するため、新たに「地域間交流推進校」を設ける。

## 2 内 容

### (1) 豊かな体験活動の実施(継続)

体験活動推進地域・推進校の指定(平成14年度101地域・758校)  
ブロックごとに、体験活動の実践成果に関する協議会の開催

### (2) 地域間交流の実施(新規)

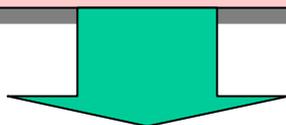
都道府県の各2校を指定し、農山漁村等における体験活動を実施  
・地域間交流推進地域 47地域×2校  
農山漁村体験活動等のプログラムの企画・開発・普及 47地域  
体験活動を取り入れた修学旅行等、地域間交流促進に必要な調査研究の委託

# 豊かな体験活動の推進

児童生徒の社会性や豊かな人間性を育むためには、成長段階に応じて、ボランティア活動など社会奉仕体験活動や自然体験活動をはじめ様々な体験活動を行うことが極めて有意義

学校教育法の改正や中央教育審議会答申を踏まえ、学校教育における体験活動の機会の充実に向けた取組が重要

農山漁村体験学習や都市体験学習など、子どもたちにとって豊かな体験となる、多様な地域間交流に取り組む学校を支援



## 体験活動推進地域

発達段階に応じた他の学校のモデルとなる体験活動の実施



体験活動推進校  
(小・中・高等学校等)

## 地域間交流推進校

都市と農山漁村等の地域間交流に基づく体験活動の実施



地域間交流推進校  
(小・中・高等学校等)

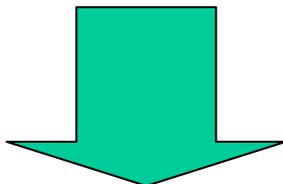
ブロック協議会の開催  
推進地域 推進校の実践の発表、  
情報交換



事例集の作成 配布



地域間交流プログラムの開発



# 全国すべての小・中・高等学校等で 豊かな体験活動の展開

事業（施策）名	青少年長期自然体験活動推進事業 ( 継続 )
実施主体	都道府県（間接補助事業者，市町村）
趣旨・目的	青少年の長期自然体験の一層の普及，定着を図るため，地方公共団体が自然体験活動推進団体の協力を得ながら，青少年を対象として，野外活動施設や農家などで，2週間程度の長期間，異年齢集団を編成して共同生活をしながら，野外活動等の自然体験活動に取り組む事業に対して助成をする。
対象者	1か所当たり30人程度（小・中学生等）
概要	<p>実施及び宿泊場所として青少年教育施設や農家等を利用し，地域の特性を活かした以下のような自然体験活動を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・野外活動（キャンプ，登山，ハイキング，カヌー等）</li> <li>・自然の中でのスポーツ，レクリエーション</li> <li>・地域の農林漁業体験活動（作物の収穫体験，牧畜体験，地引き網等）</li> <li>・地域の自然環境を考える環境学習（河川や海の水質調査等）</li> <li>・自然体験活動を通じた地域の青少年との交流活動</li> <li>・自然に関わる社会奉仕体験活動（森林の整備，河川の愛護活動等）</li> <li>・自然の中で，自分のことは自分でする生活体験（野外炊事，洗濯等）</li> </ul>
実施期間	夏休みを中心に最低2週間程度の活動を行う
連携・協力先	農林水産省農村振興局地域振興課
連携・協力内容	<p>（文部科学省） 青少年を対象として，野外活動施設や農家等で，農林漁業体験活動の実施。</p> <p>（農林水産省） 農山漁村地域の市町村が、長期（2週間）にわたる農林漁業・農山漁村体験活動を行う都市側の小・中学生の受入体制を整備。</p>

事業（施策）名	省庁連携子ども体験型環境学習推進事業 ( 継続 )
実施主体	都道府県・政令指定都市 民間団体 ア 社団法人・財団法人・特定非営利活動法人 イ 法人格を有しないが、活動を実施するための体制が整っている団体で、都道府県もしくは政令指定都市の教育長の推薦がある団体
趣旨・目的	子どもたちの豊かな人間性をはぐくむため、関係省庁と連携して、地域の身近な環境をテーマに、子どもたちが自ら企画し、継続的な体験学習によるモデル事業の実施を通して、体験型環境学習を推進する。
対象者	主に小・中学生とその保護者
概要	子どもたちの参画による企画運営会議の実施 地域における体験型環境学習の実施（7分野） ア 体験活動に適した河川での体験型環境学習（国土交通省・環境省と連携） イ 体験活動に適した漁港等での体験型環境学習（水産庁と連携） ウ 体験活動に適した農業用水路等での体験型環境学習（農林水産省と連携） エ 体験活動に適した森林での体験型環境学習（林野庁と連携） オ 都市と農村の交流活動や農業体験を通じた体験型環境学習（農林水産省と連携） カ 地元の企業や商店街等での体験型環境学習（中小企業庁と連携） キ 国立公園等での体験型環境学習（環境省と連携） 地域の環境課題に対する提言をとりまとめた、子どもたちによる発表会の実施
実施期間	平成14年度～
連携・協力先	国土交通省、水産庁、農林水産省、林野庁、中小企業庁、環境省
連携・協力内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの体験活動の適した場（河川、漁港、農業用水路等）の整備 「子どもの水辺」再発見プロジェクト（国土交通省、環境省） 「子どもたちの海・水産業とのふれあい推進プロジェクト」(水産庁) 「あぜ道とせせらぎ」づくり推進プロジェクト（農林水産省）</li> <li>・森林総合利用施設等を活用した体験活動の推進 「森の子くらぶ活動推進プロジェクト」(林野庁)</li> <li>・都市と農村の交流活動や農業体験の推進 「短期子ども交流連携活動事業」(農林水産省)</li> <li>・地元の企業や商店街への協力依頼（中小企業庁）</li> <li>・国立公園等における指導者（自然保護官等）の派遣（環境省）</li> </ul>

事業（施策）名	「子どもの水辺」再発見プロジェクト ( 継続 )
実施主体	
趣旨・目的	子どもたちが、自然環境豊かな河川を利用した遊び体験を通じて、元気で知恵と想像力にあふれるよう、地域が主体となった体制づくりを推進する。
対象者	
概要	<p>( 1 ) 「子どもの水辺」の調査・選定・登録 河川管理者、教育関係者、青少年団体関係者、市区町村環境部局、川をフィールドとする市民団体等の中から構成される協議会を設置。協議会において、市区町村内の体験活動に適した「子どもの水辺」を調査・選定するとともに、「子どもの水辺」として「子どもの水辺サポートセンター（平成14年7月に開設）に登録申請（登録数126：H14年度末）。</p> <p>( 2 ) 「子どもの水辺」の利用の促進 協議会は、子どもたちの遊び体験に適した「子どもの水辺」の所在地やそこで可能な「遊び」に関する情報等を、体験活動ボランティア活動支援センター等を通じて市民や子どもたちに情報提供するとともに、学習の場としての重要性に関する普及啓発や利用を促進。 登録された水辺については、「子どもの水辺」サポートセンターにおいて、活動に必要な資機材（ライフジャケット等）の貸出、水辺での活動をコーディネートできる市民団体等の人材の紹介など、活動をソフト面から支援する体制を整備。 「子どもの水辺」において、安全かつ充実した活動を展開するために整備が必要な場合においては、「水辺の楽校プロジェクト」（登録数220：H14年度末）により、子どもたちが安全に自然と触れ合えるよう、水辺に近づきやすい河岸、遊歩道の整備など地域や水辺の特色を活かした整備を推進。</p>
実施期間	平成11年度～
連携・協力先	文部科学省スポーツ・青少年局青少年課 国土交通省河川局河川環境課 環境省総合環境政策局環境教育推進室
連携・協力内容	<p>( 文部科学省 ) 登録された「子どもの水辺」での体験型環境学習モデル事業の実施、全国の「体験活動ボランティア活動支援センター」等を通じた情報提供等。</p> <p>( 国土交通省 ) 登録された「子どもの水辺」について、ハード面の整備を行う必要がある場合には、「水辺の楽校プロジェクト」により、可能な限り現状の水辺を利用した自然の保全・復元、水辺に近づきやすい河岸、遊歩道等の整備を実施する。</p> <p>( 環境省 ) 「こどもエコクラブ」等を通じた情報提供。</p>

事業（施策）名	子どもたちの海・水産業とのふれあい推進プロジェクト（継続）
実施主体	
趣旨・目的	子どもたちが、漁村の自然環境豊かな漁港等を利用した遊び体験を通じて、元気で知恵と想像力にあふれるよう、地域が主体となった体制づくりを推進する。
対象者	
概要	<p>（１）「子どもたちの海」の調査・選定・登録  漁港管理者、市区町村水産部局及び教育委員会関係部局、その他の関係者から構成される協議会を設置。  協議会において、市区町村内の体験活動に適した「子どもたちの海」を調査・選定するとともに、都道府県レベルの連絡会に登録申請（登録数11：H14年度末）。</p> <p>（２）「子どもたちの海」の利用の促進  協議会は、子どもたちの遊び体験に適した「子どもたちの海」の所在地やそこで可能な「遊び」に関する情報等を、体験活動ボランティア活動支援センター等を通じて市民や子どもたちに情報提供するとともに、学習の場としての重要性に関する普及啓発や学習の場としての利用を促進。  登録された「子どもたちの海」について、所管の事業を活用し、子どもたちの体験活動にも利用できるよう、自然に配慮しつつ、漁港等の施設を有効活用する整備を推進。</p>
実施期間	平成11年度～
連携・協力先	文部科学省スポーツ・青少年局青少年課 水産庁漁港漁場整備部防災漁村課
連携・協力内容	<p>（文部科学省）  登録された「子どもたちの海」での体験型環境学習モデル事業の実施、全国の「体験活動ボランティア活動支援センター」等を通じた情報提供等</p> <p>（水産庁）  登録された「子どもたちの海」について、所管の事業を活用し、子どもたちの体験活動にも利用できるよう、自然に配慮しつつ、漁港等の施設を有効活用する整備を推進。</p>

事業（施策）名	「あぜ道とせせらぎ」づくり推進プロジェクト ( 継続 )
実施主体	
趣旨・目的	子どもたちが、農村の自然環境豊かな水路等を利用した遊び体験を通じて、元気で知恵と想像力にあふれるよう、地域が主体となった体制づくりを推進する。
対象者	
概要	<p>( 1 ) 「あぜ道とせせらぎ」の調査・選定・登録  農業関係者、教育関係者、青少年団体関係者、市町村関係者、市民等により構成される協議会を設置。  協議会において、子どもたちの遊び体験の場としても利用できる農業用水路等の共同調査及び選定を行い、都道府県の教育関係部局及び農政関係部局に登録申請（登録数80：H14年度末）。</p> <p>( 2 ) 「あぜ道とせせらぎ」の利用の促進  協議会は、子どもたちの遊び体験に適した「あぜ道とせせらぎ」の所在地やそこで可能な「遊び」に関する情報等を、子どもの遊び・自然体験の場に関する情報の一つとして、体験活動ボランティア活動支援センター等を通じて市民や子どもたちに情報提供するとともに、学習の場としての重要性に関する啓発普及や学習の場としての利用を促進。  登録された「あぜ道とせせらぎ」について、所管の事業を活用し、子どもたちの体験活動にも利用できるよう、自然に配慮しつつ、農業用水路等施設を有効活用する整備を推進。</p>
実施期間	平成11年度～
連携・協力先	文部科学省スポーツ・青少年局青少年課 農林水産省農村振興局整備部水利整備課
連携・協力内容	<p>( 文部科学省 )  登録された「あぜ道とせせらぎ」での体験型環境学習モデル事業の実施、全国の「体験活動ボランティア活動支援センター」等を通じた情報提供等</p> <p>( 農林水産省 )  登録された「あぜ道とせせらぎ」について、所管の事業を活用し、子どもたちの体験活動にも利用できるよう、自然に配慮しつつ、農業用水路等施設を有効活用する整備を推進。</p>

事業（施策）名	森の子くらぶ活動推進プロジェクト (継続)
実施主体	地方公共団体、青少年団体、NPO等
趣旨・目的	次代を担う子どもたちの森林環境教育を推進するとともに、平成14年度から完全学校週5日制が実施された中で、学校外での森林体験活動等を通じて、子どもたちの「生きる力」をはぐくむため、子どもたちが森林に出会い、森林に興味を持ちながら森林での様々な体験活動を行う機会を広く提供するプロジェクトを林野庁と文部科学省との連携により実施
対象者	主として小・中学生とその保護者及び地域の大人
概要	<p>「森の子くらぶ」として、広く参加者を募集し、地域の森林総合利用施設等を活用して、幅広い関係者の連携・協力の下に、入門的な森林体験活動等を行う機会を提供するとともに、さらに段階的な指導を受けて行う森林での多様な体験活動を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施場所 市町村民の森、県民の森等の森林総合利用施設等</li> <li>・活動内容 森林インストラクター等の指導により、以下のような活動を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>植林・下刈り作業等の森林づくり活動</li> <li>森林の多様な役割に関する学習</li> <li>動植物などの自然観察</li> <li>木工・炭焼きなどのものづくりの体験</li> <li>森林と地域の生活や文化との関わりについての学習等</li> </ul> </li> <li>・実施方法 事業の実施希望団体は実施時期、予定人数、活動内容等の計画書を作成の上、各森林総合利用施設等に申し込む</li> </ul>
実施期間	学校休業日となる土・日曜日、夏期休業日等
連携・協力先	林野庁森林整備部計画課森林総合利用・山村振興室 文部科学省スポーツ・青少年局青少年課
連携・協力内容	<p>(林野庁)</p> <p>受入れ森林総合利用施設・指導者等の調整・取りまとめ及び情報提供、プログラムの提供、指導者の育成・派遣、森林ボランティア活動への支援、体験活動の場となる森林・施設の整備や国有林野の提供等</p> <p>(文部科学省)</p> <p>森林での体験型環境学習モデル事業の実施、全国の「体験活動ボランティア活動支援センター」等を通じた情報提供等</p>

事業（施策）名	子どもパークレンジャー事業 ( 継続 )
実施主体	国及び NPO 等の自然学校等
趣旨・目的	全国の国立公園等において、自然保護官（レンジャー）やパークボランティアの指導・協力の下、子どもたちを対象に国立公園等のパトロールやマナーの普及、自然環境の復元維持活動等を行うプログラムを展開することにより、自然保護や環境保全の大切さ及び社会への貢献の心を学ばせ、豊かな人間性を育む心の教育に資する。
対象者	小・中学生（軽登山等の活動が可能な児童生徒）
概要	<p>パトロール、利用者の指導啓発  自然探勝路、登山道等の清掃・維持補修（標識、柵等）  動植物の生息・生態調査  植生保全（植栽、帰化植物除去等）  自然観察活動 等</p> <p>全国 11 地区の国立公園などで事業を実施しており、その活動内容については、環境省の各地区の自然保護事務所のレンジャーとその場所をフィールドとして活動しているプロの自然学校（自然体験）の指導者たちにより、各地区ごとに特色のある多くの体験と学びが得られるよう、また、子どもたちが楽しめるよう工夫されている。</p>
実施期間	学校休業日等に各地区日帰りか宿泊を伴う活動を年に 3 ～ 4 回実施
連携・協力先	環境省自然環境局総務課自然ふれあい室 文部科学省スポーツ・青少年局青少年課
連携・協力内容	<p>( 環境省 )  参加者の募集、活動の実施等</p> <p>( 文部科学省 )  家庭教育手帳等を活用した積極的な広報、広報用パンフ等を作成、教育委員会を通じた情報提供</p>

事業（施策）名	勤労者のボランティア活動参加のための環境整備 ( 継続 )
実施主体	国
趣旨・目的	勤労者が、仕事を離れてボランティア活動など自ら関心のある分野の社会活動に参加することは、在職中の勤労者生活の視野を広げ、退職後の生きがい対策にもつながるほか、地域社会における人と人とのネットワークの形成を通じた新たなアイデンティティの形成にも資するものであることから、退職者を含む勤労者のボランティア活動への参加を推進する。
対象者	勤労者及び退職者
概要	経営者団体とNPO・ボランティア支援団体の連携下、勤労者がボランティア活動に参加するためのきっかけをつくり、ボランティア活動を希望する人を実際の活動に結びつける「勤労者マルチライフ支援事業」を実施している。具体的には、勤労者や企業に対する啓発活動、ボランティア情報データベースシステムによる情報提供・相談活動、勤労者を対象とするガイダンスの実施等を進めているところである。
実施期間	平成13年度～
連携・協力先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県の経営者団体</li> <li>・ NPO・ボランティア支援団体</li> <li>・ 都道府県・市町村</li> </ul>
連携・協力内容	<p>地域推進協議会へ参画し、</p> <p style="padding-left: 40px;">共同での行事開催</p> <p style="padding-left: 40px;">体験ボランティアの実施</p> <p style="padding-left: 40px;">労使へのPR</p> <p style="padding-left: 40px;">ボランティア情報データベース作り</p> <p>等を実施</p>

事業（施策）名	子どもたちの農業・農村体験学習推進事業 (新規)
実施主体	地方公共団体等
趣旨・目的	子どもたちの農業体験学習の全国的な推進を図り、子どもたちの農業に対する理解と関心を深め、また、自然や生き物との触れ合いを通じた豊かな人間形成や都市と農村との共生・交流を進めつつ、次代の農業を担う人材の確保・育成を図る。
対象者	小・中学生
概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全国団体（全中） シンポジウムの開催、モデル地区における文部科学省と連携した農業体験学習の実施 等</li> <li>2 都道府県段階 農業副読本等の作成、学校教員等に対する農業技術研修会等の開催、農業体験図画・作文コンクールの開催 等</li> <li>3 市町村段階 体験ほ場の設置、事前事後学習の実施、農業体験指導者の設置 等</li> <li>4 民間団体（農村青少年研修教育団体） 農業体験学習に関する調査研究、情報提供のためのデジタルコンテンツの開発・Web サイトでの情報提供、農業体験に必要な条件整備 等</li> </ol>
実施期間	平成15年度～16年度
連携・協力先	文部科学省、厚生労働省
連携・協力内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業体験学習を実施する推進校の地域に対し、農業体験学習の実施や教材作成、講師の派遣等の支援を行う。</li> <li>・農業・農村体験学習を実施する学校、公民館、児童館等の地域に対し、指導者養成、施設の設置等による受け入れ体制づくりや農業・農村体験学習の実施と教材作成等の支援を行う。</li> </ul>

事業（施策）名	野菜消費構造改革対策推進事業 ( 継続 )
実施主体	都道府県、市町村、全農都道府県本部、農協等
趣旨・目的	<p>野菜は、国民の健康と食生活及び農業生産において重要な地位を占めている。特に健康面では、近年、生活習慣病を予防する観点からも野菜摂取の重要性が高まっている。</p> <p>しかしながら、近年、我が国の1人当たり野菜消費量は減少傾向にあり、若年層を中心に健康の観点から定められた目標量を大きく下回っているところである。</p> <p>このため、野菜の国民1人当たりの野菜摂取量の増加を図ることが重要となっており、全国段階での医学・栄養学界等と連携した健康の観点からの啓発キャンペーンを展開するとともに、地域段階での児童・生徒層に対する栽培・購入・調理体験教育等の取組の強化を図ることとする。</p>
対象者	一般消費者、児童、生徒
概要	<p>特に若年層において野菜消費が少なく、今後一層野菜消費の減少が懸念されることから、教育の場などを通じて児童・生徒層を中心に、野菜不足の健康への影響に関する啓発を行うとともに、栽培や調理の実体験を通じた野菜への親近感の醸成、とれたてのおいしい野菜の摂取による摂取の習慣化を図ることが必要。</p>
実施期間	平成14年度～平成16年度
連携・協力先	都道府県教育委員会、市町村教育委員会、小学校、中学校等
連携・協力内容	総合学習の時間等における野菜に関する各種体験等

事業（施策）名	いきいき・海の子・浜づくり ( 継続 )
実施主体	地方公共団体等
趣旨・目的	安全で良好な海岸空間の形成を図るとともに、野外教育、環境教育等に利用しやすい海岸づくりを積極的に推進し、青少年等が海辺の自然やスポーツを安全に楽しめ、また、世代間の交流の場となる海岸を創出することを目的とするものである。
対象者	青少年等（体験学習）
概要	文部科学省と連携した「いきいき・海の子・浜づくり」事業の中で、海岸保全施設の整備に併せて、緩傾斜堤防やスロープの設置などの利用しやすい海岸づくり、人工磯の設置や人工リーフによる静穏海域の形成など自然体験の場の整備を実施。
実施期間	平成9年度創設
連携・協力先	文部科学省（スポーツ・青少年局）国土交通省
連携・協力内容	海岸保全施設の整備の実施にあたり、緩傾斜堤防やスロープの設置などの利用しやすい海岸づくり、人工磯の設置や人工リーフによる静穏海域の形成など自然体験の場の整備を実施することにより、青少年等が海辺の自然やスポーツを安全に楽しめる海岸を創設する。

事業（施策）名	ふれあいの森における自主的な森林整備活動の推進（継続）
実施主体	地方公共団体又は自主的な森林整備を行うことを目的とする民間団体（公益法人を含む）
趣旨・目的	国有林野における国民による自主的な森林整備活動の推進を図り、もって広く国民に開かれた国有林野の管理経営に資する。
対象者	地方公共団体、民間団体、実施主体が募集した参加者
概要	<p>国有林野を「国民の森林」として国民に身近なものとするとともに、森林をフィールドとしたボランティア活動に参加したいという要望に積極的に対応するため、国民による自主的な森林づくり活動等の場として、「ふれあいの森」を設定し、国民による国有林野の積極的な整備・利用を推進。</p> <p>「ふれあいの森」では、実施主体による植栽、下草刈り、つる切りや除伐などのほか、これらの活動と一体となって行う森林とのふれあい活動（森林浴、自然観察会、森林教室など）が実施可能。</p>
実施期間	通年
連携・協力先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体</li> <li>・民間団体（自主的な森林づくり活動を行うことを目的とするもの）</li> <li>・公益団体</li> <li>・学校</li> <li>等</li> </ul>
連携・協力内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導者の派遣、紹介</li> <li>・体験活動の場としての活用</li> <li>等</li> </ul>

事業（施策）名	遊々の森の設定の促進 ( 継続 )
実施主体	学校、地方公共団体、教育委員会、民間団体等
趣旨・目的	多様な体験活動の場としてふさわしい豊かな森林環境を有する国有林野において、協定の締結により継続的に体験活動が展開できる場を積極的に提供し、学校等による森林環境教育の推進に寄与する。
対象者	実施主体が実施する遊々の森での体験活動参加者
概要	<p>多様な体験活動を通じた子供たちの人格の形成及び幅広い知識の習得が一層重視されている中で、多様な体験活動の場としてふさわしい豊かな森林環境を有する国有林野において、協定の締結により継続的に体験活動が展開できる場を積極的に提供。</p> <p>「遊々の森」では、実施主体による植樹、下刈り等の体験林業、野生動植物の観察、ネイチャーゲーム等森林内での様々な体験活動や学習活動が実施可能。また、活動の一環として、標識やベンチなどの軽微な施設の設置が可能。</p>
実施期間	通年
連携・協力先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校</li> <li>・地方公共団体</li> <li>・教育委員会</li> <li>・学校法人</li> <li>・団体</li> <li>等</li> </ul>
連携・協力内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導者の派遣・紹介</li> <li>・体験活動教材の提供</li> <li>等</li> </ul>

府省・団体名 林 野 庁

事業（施策）名	青年森林協力隊活動推進事業 (新規)
実施主体	都道府県
趣旨・目的	温暖化防止に果たす森林や林業の役割の重要性等についての国民の理解の醸成、特に青少年が森林・林業体験活動への参加等を通じ森林・林業への理解を深め、次代の森林や環境を支えていくことが重要である。このため、高校生が森林整備・保全活動へ直接参加する機会を提供し、労働体験を通じた人格形成等に寄与するとともに、吸収源森林対策の一層の推進を図り、併せて将来的な林業への新規参入を促進する。
対象者	高校生
概要	夏休みを中心として、高校生が10日間程度泊まり込み、森林組合等の指導の下で下刈、除間伐、枝打ち等の森林整備・保全活動に従事するとともに、併せて専門家を講師とした温暖化防止等に関する学習を実施することに必要な経費を助成する。
実施時期	15年度（夏休み等）
連携・協力先	次の機関との連携が必要です。 文部科学省関係課（生涯学習政策局社会教育課、初等中等教育局児童生徒課他） 都道府県教育委員会他
連携・協力内容	林野庁として次のことを行う。 都道府県が行う本事業への助成。都道府県の林務部が中心となった林務・教育・NPO等による実行組織による本事業の計画・実施。  文部科学省等に次の協力をお願いしたい。 都道府県教育委員会等への本事業に関する情報提供 各都道府県教育委員会による本事業に関する高等学校関係者への情報提供、実行委員会への参画、参加者の募集、引率者の派遣等の協力

事業（施策）名	海辺の自然学校 (新規)
実施主体	国土交通省
趣旨・目的	干潟、砂浜、磯、緑地など港湾を中心とする自然環境を活用した体験活動を行い、参加者の環境への理解の向上等を図る。
対象者	一般市民（児童や親子が中心）
概要	出先事務所等において、地域の自然環境等に応じて、磯や干潟、植生の観察会、スノーケリングによる水中生物の観察会等を実施。
実施期間	5月～9月が中心（1回あたり半日～3日程度）
連携・協力先	地元自治体、教育委員会、観光協会、NPO、市民団体、大学等教育研究機関など
連携・協力内容	地元自治体等の共同開催、参加者募集等の広報、施設等貸与、地元有識者による講義など

事業（施策）名	交通バリアフリー教室 ( 継続 )
実施主体	国土交通省 地方運輸局 及び 内閣府 沖縄総合事務局
趣旨・目的	国民のボランティアに関する意識を醸成し、誰もが高齢者、身体障害者等に対し、自然に快くサポートできる「心のバリアフリー」社会を実現する等により交通バリアフリー社会の実現を目指す。
対象者	国民一般
概要	高齢者、身体障害者（車いす利用者・視覚障害者）の擬似体験及び介助方法を学ぶことができる教室。
実施期間	半日（１年で約５０箇所を予定）
連携・協力先	公共交通事業者、地方自治体、社会福祉協議会、市町村教育委員会等
連携・協力内容	場所の提供、器具のレンタル、講師・アドバイザーの選任 等

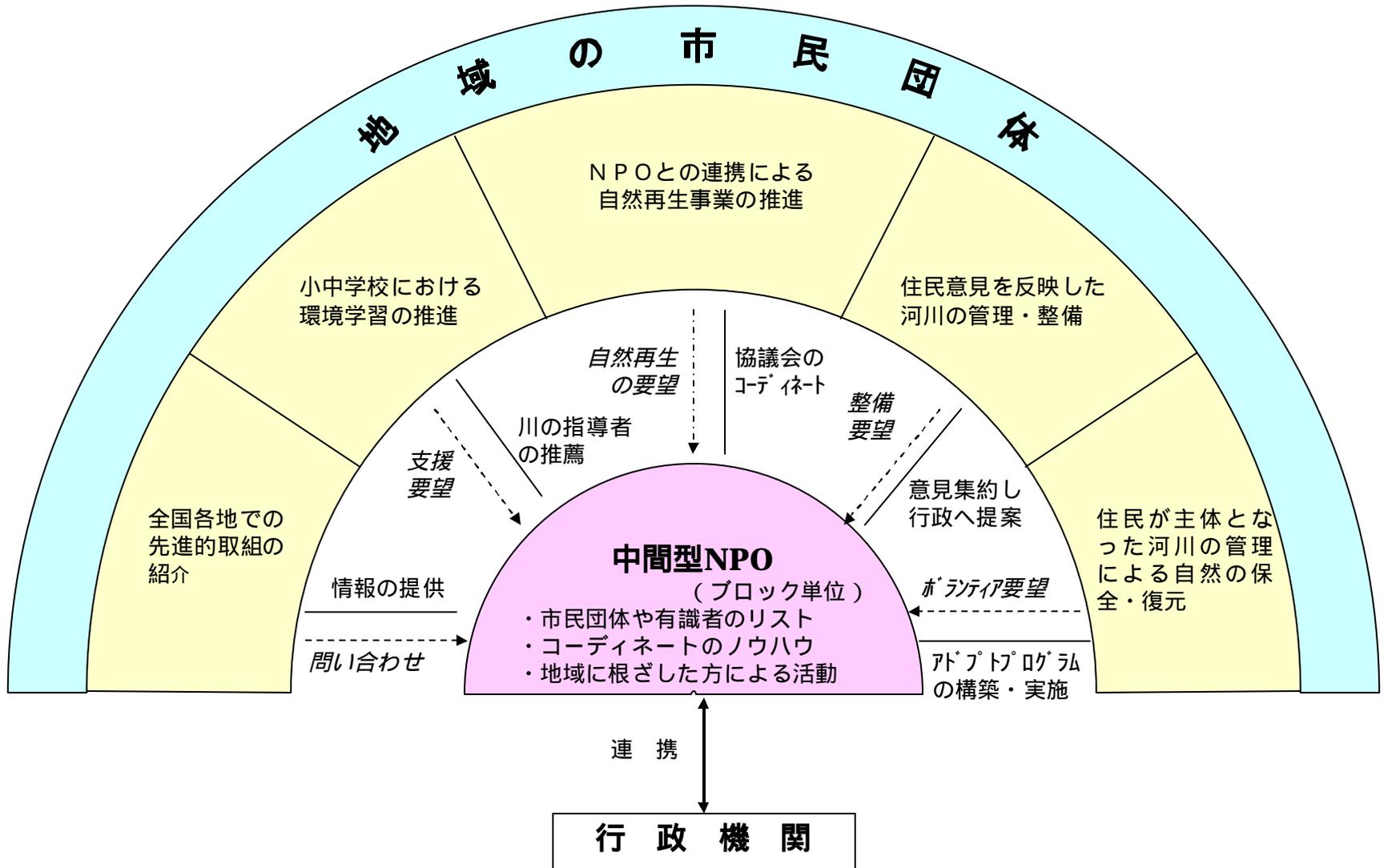
## 平成15年度交通バリアフリー教室（総合学習）開催予定

地区	会場名	場所	日程	学校名	参加予定	備考
東北	八戸	鉄道駅	7月予定	函南小学校	44名	
	大曲	鉄道駅	9月予定	花館小学校	51名	
	仙台	鉄道駅	検討中	原町小学校	115名	
	南陽	鉄道駅	10月予定	南陽小学校	40名	
	会津若松	鉄道駅	検討中	城北小学校	40名	
関東	横浜	鉄道駅	9月初旬	横浜医療秘書歯科助手 専門学校	27名	ヘルパー2級 実習授業
	横浜	鉄道駅	10月～11月	横浜市立 あざみ野第一小学校	210名	5/6年生 6クラス 6回に分けて実施
	横浜	鉄道駅	10月～11月	横浜市立 山内小学校	280名	5/6年生 8クラス 8回に分けて実施
	川崎	鉄道駅 or 小学校	未定	市内小学校	未定	
	日立市	鉄道駅 or 小学校	未定	市内小学校	未定	
北陸信越	高岡	学校	9月予定	未定	未定	出前講座
近畿	京都	鉄道駅	10月予定	未定（調整中）	未定	（注）1、2
	大阪	鉄道駅	11月予定	未定（調整中）	未定	
中国	広島	鉄道駅	5月予定	瀬戸中学校	40名	
	広島	産業会館	10月予定	広島県内の高等学校	未定	
	山口	未定	6月予定	中村女子高等学校	未定	

- 1 近畿運輸局においては、平成15年度交通バリアフリー教室は、7ヶ所での開催を予定しており、現在、鉄道事業者及び関係自治体と駅・開催月日等について調整を行っているところです。この内、小中学校の総合的な学習の時間を対象としたバリアフリー教室は、2ヶ所を予定しておりますが、開催箇所数は今後関係自治体との調整において変更があります。
- 2 さらに、近畿運輸局全体としての総合学習への取り組みとして、近畿運輸局の業務や施策等のPR、環境及び交通バリアフリー等の学習・体験の場を設定することとし、現在実施に向けてテーマ、講義内容、説明時間、担当課等を取りまとめているところです。今後は、取りまとめたテーマを公開することによって、小中学校からの依頼に基づき、総合的な学習の時間における交通バリアフリー等の取り組みを随時実施することとしています。

事業（施策）名	市民連携サポートセンター ( 継続 )
実施主体	NPO、市民団体等
趣旨・目的	近年、水辺への注目が集まる中、水辺で活動する市民団体等の数も増加してきている。このため、水辺での環境学習、体験活動をより推進するために、流域・地域ごとに市民連携サポートセンターを設置し、サポートセンターを中心として市民団体間で必要な情報を共有できる仕組みを構築するとともに、活動に必要な人材リストの提供や、行政と市民団体の間及び市民団体間の活動のコーディネート等を行うことにより、河川管理者と地域住民・NPO等が連携した、個性豊かな自立型地域社会の形成を推進する。
対象者	小中高生等
概要	行政と市民団体等の橋渡しを行う中間 NPO が市民連携サポートセンターにおけるコーディネート機能の役割を果たし、市民団体等が持つノウハウ等を活用するための人材に関する情報の提供、派遣を行う。 また、流域・地域ごとに市民連携サポートセンターを設置し、市民団体等の持つ地域のきめ細かい情報や専門知識を共有するとともに、行政側からの情報を提供することにより市民団体等の活動の活性化を図るなど、双方向の情報交換の担い手となり、市民の環境学習、自然体験活動の推進を図る。
実施期間	
連携・協力先	文部科学省、環境省
連携・協力内容	各省がそれぞれのフィールドでの活動の推進を実施しているため、これらが連携することにより、それぞれが持つ専門性を互いに発揮し、最大限の効果を期待できる。

# 地域住民との連携のための中間型NPOのイメージ



事業（施策）名	子どもの水辺サポートセンター開設 ( 継続 )
実施主体	国土交通省、環境省、文部科学省
趣旨・目的	近年、子どもたちの自然離れが進む中、水辺を環境学習や体験学習の場として活用し、水辺に子どもの賑わいを復活するために平成 14 年 7 月に（財）河川環境管理財団内に開設しました。また、平成 11 年度より国土交通省、文部科学省、環境省が連携して進める「子どもの水辺再発見プロジェクト」の更なる推進及び水辺で活動する地域住民や教育関係者を支援する。
対象者	小中高生、大学生、地域住民
概要	子どもの水辺サポートセンターでは、安全な水辺での活動をコーディネートできる人材の紹介や資機材（ライフジャケットなど）の貸し出し、学校の先生方等を対象とした環境学習プログラムの講習会の実施など、ソフト面から水辺での活動を総合的に支援します。
実施期間	平成 14 年 7 月～
連携・協力先	文部科学省、環境省
連携・協力内容	各省がそれぞれのフィールドでの活動の推進を実施しているため、これらが連携することにより、それぞれが持つ専門性を互いに発揮し、最大限の効果を期待できる。

事業（施策）名	「子どもの水辺」中部ブロック連絡会議 ( 継続 )
実施主体	国土交通省、環境省、文部科学省
趣旨・目的	平成 11 年度より実施している国土交通省、文部科学省、環境省が連携して進める「子どもの水辺再発見プロジェクト」において、平成 14 年 5 月に新たな仕組みを導入するとともに、平成 14 年 7 月に（財）河川環境管理財団内に子どもの水辺サポートセンターを設置し、「子どもの水辺」における活動を総合的に支援する体制を整える等、各地域における活動の更なる推進が図られている中、関係部局、市民団体間等の情報の共有、連携強化を図り、中部地方において「河川は流域社会の共有財産である」との基本理念に基づき、「地域の水辺と子どもの体験活動」について今後の地域連携の方向性を探るとともに、本施策を一層推進することを目的としている。
対象者	市民団体、教育関係者、河川管理者等
概要	本会議は、平成 15 年 2 月 7 日、参加者総勢 138 名（中部地方において、水辺の環境学習や体験活動に取り組む方々や関心のある方、河川管理者、教育関係者、市民団体等）により開催され、行政各担当部局の担当者と市民の方々が一同に会し、様々な意見交換が行われた。特に各県（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）毎に開かれた分科会では、取組みに当たっての課題が積極的に議論され、「各県毎のネットワークをつくろう」という意見が多く出された。また、市民と行政、市民どうしそれぞれのネットワークが相互につながったことが今回の会議の大きな収穫である。
実施期間	平成 15 年 2 月 7 日
連携・協力先	文部科学省、環境省
連携・協力内容	各省がそれぞれのフィールドでの活動の推進を実施しているため、これらが連携することにより、それぞれが持つ専門性を互いに発揮し、最大限の効果を期待できる。

事業（施策）名	「世界子ども水フォーラム」の開催
実施主体	「世界子ども水フォーラム」実行委員会
趣旨・目的	<p>今日の水をめぐる環境問題は、私たちの生活様式や産業活動が原因で起きたものといえるが、現代の水と子どもたちをめぐる問題は「過度の技術発展」と「技術発展の不足」という二つの矛盾し合う状況が、同時に存在することに起因している。先進国では、子どもたちと水とのふれあいが希薄となり水道水や下水道施設に依存せざるを得ず、単なる水の消費者となっている。一方、開発途上国の多くは深刻な水問題を抱えており、子どもたちは水汲みという重労働を強いられ、生活環境も不衛生な状況である。これらの問題の解決を目指して、将来大人になる子どもたちも、自分たちの問題として認識し、考える必要があることから（１）異なる文化圏や世代間で、子どもたちのコミュニケーション能力を高めること、（２）家庭や地域社会の重要な一員として、子どもたちに自尊心と自信を持たせることができればとこの「世界子ども水フォーラム」を開催した。</p>
対象者	12歳～18歳
概要	<p>「世界子ども水フォーラム」は、平成15年3月18日～22日の5日間に渡り、京都、滋賀、大阪の3会場で開催され、総参加国数32カ国、参加総勢109名（国内50名、国外59名）の子どもたちが参加した。フォーラムでは、分科会、全体会において（１）家庭における安全な水の確保、（２）学校環境での水と衛生、（３）洪水や湯水、地震などの災害時に子どもの環境を守る、（４）水の多様な使い方 - 自然、遊び、文化という4つのテーマについて話し合い、自分たちにどのような行動が可能かを考える時間を設け、また、世界子ども水フォーラムの後に自分たちに何ができるかを話し合った。</p>
実施期間	平成15年3月18日～22日
連携・協力先	文部科学省、環境省
連携・協力内容	<p>各省がそれぞれのフィールドでの活動の推進を実施しているため、これらが連携することにより、それぞれが持つ専門性を互いに発揮し、最大限の効果を期待できる。</p>

府省・団体名 海上保安庁警備救難部環境防災課

事業（施策）名	漂着ゴミ調査 ( 継続 )
実施主体	海上保安庁
趣旨・目的	<p>海上保安庁では、海洋環境保全対策の一環として、海洋環境保全のための指導・啓発活動を実施しているが、海洋環境の保全のためには、一般市民、特に次世代を担う小学生などの子供たちに幼い頃から海をきれいにする気持ちを持ってもらうなど、国民一人一人のモラルに訴えかける指導・啓発活動が重要である。</p> <p>また、海岸に大量に漂着するゴミのうち、自然には分解しないプラスチック等の石油化学製品が多くを占め、景観だけでなく海洋生物への影響など無視出来ない環境問題となっていることから、参加者への啓蒙と海岸に漂着する実態の把握を目的として実施している。</p>
対象者	小中学生、一般市民、マリレジャー愛好家
概要	海岸に漂着するゴミの中で、日常生活から出るゴミの占める割合を実感してもらうため、海岸に漂着したゴミの回収、分類、集計を実施する。
実施期間	毎年6月に「海洋環境保全推進週間」を設け、その期間に重点的に開催している。( 推進週間は、11月にも規模を縮小して実施 )
連携・協力先	地方自治体、一般市民、NPO
連携・協力内容	海上保安庁、地方自治体、NPOのそれぞれが行っている漂着ゴミ調査に相互に参加・協力し、また必要に応じて調査結果の共有等を行っている。

事業（施策）名	調査研究・報告等 ( 継続 )
実施主体	全日本中学校長会
趣旨・目的	<p>本会は、全国各都道府県中学校長会相互が緊密な協調を保ち、中学校教育の振興を図り、国家社会の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>調査研究については、その時々課題に応じてテーマを定め、「学校5日制下での奉仕・体験活動のあり方（H13）」「 - 地域等との連携による - 部活動等実践事例（H13）」等を実施している。</p>
対象者	全国各都道府県中学校長会
概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各部の広報活動・調査研究 総務部、教育研究部、教育情報部、生徒指導部、編集部、事業部 等</li> <li>2 各学校との連携</li> <li>3 他団体等との連携</li> </ol>
実施期間	平成15年4月1日～平成16年3月31日
連携・協力先	<p>さわやか福祉財団 日本青年奉仕協会 中央青少年団体連絡協議会 等</p>
連携・協力内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 奉仕活動・体験活動に関する情報収集</li> <li>2 「総合的な学習の時間」での情報交換</li> <li>3 上記の広報活動</li> <li>4 その他</li> </ol>

事業（施策）名	障害児の地域活動促進事業 ( 継続 )
実施主体	全国知的障害養護学校PTA連合会
趣旨・目的	休日、放課後における児童・生徒の地域生活を充実する。
対象者	障害のある児童・生徒
概要	全国を10ブロックに分けて、中心の事業校を指定し、ボランティアリーダーの養成セミナー実施による各校PTAの情報交換、学校週5日制への対応等を推進する。
実施期間	平成14年4月1日～平成16年3月31日
連携・協力先	社会福祉医療事業団の助成を受けて事業を実施
連携・協力内容	

府省・団体名(社)全日本社会教育連合会

事業(施策)名	雑誌「社会教育」の発行 (継続)
実施主体	(財)全日本社会教育連合会
趣旨・目的	生涯学習社会の中で、社会教育のあり方、進むべき方向性を考え、発信する、学術総合情報誌
対象者	生涯学習・社会教育に関心を持つ人、関係者
概要	内容 論文、事例、トピックス、誌上セミナー、読者交流、その他  毎月1回発行
実施期間	通年
連携・協力先	関係機関、団体
連携・協力内容	情報収集・情報提供

府省・団体名 社団法人中央青少年団体連絡協議会

事業（施策）名	ボランティア活動「体験交流スタディズ」 (拡充)
実施主体	(社)中央青少年団体連絡協議会 ボランティア活動「体験交流スタディズ」実行委員会
趣旨・目的	平成12年、13年度に社団法人中央青少年団体連絡協議会が実施した事業を取りまとめた内容を編集した「誰かにつなげて見えない感謝」「ボランティア活動事例集」を教材にして、全国12会場に少年団体が活動する小学生・中学生・高校生とその友達が集い、ボランティア活動の体験交流を進めることを通じて、ひとりでも多くの子どもたちに主体的に地域社会などで活動を進めることに重要さを認識し、広げていく事業として展開する。
対象者	小学生・中学生及び高校生年齢者
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年が作成した報告書（教材）をもとに、ボランティア活動について学びあう。</li> <li>・体験交流をしいボランティア活動の内容を深め合う。</li> <li>・自分たちの地域社会で、青少年団体活動を通じてどのようにボランティア精神を育み、将来リーダーとなるかを学びあう。</li> </ul>
実施期間	平成15年9月1日～平成16年2月28日
連携・協力先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会加盟少年団体</li> <li>・北海道、秋田、山形、栃木、群馬、福井、岐阜、和歌山、広島、香川、鹿児島、大分県の青少年団体連絡協議会</li> <li>・市町村教育委員会</li> <li>・学校</li> <li>・社会教育・福祉財団</li> </ul>
連携・協力内容	<p>本会ボランティア活動「体験交流スタディズ」実行委員会と加盟少年団体の各地域少年団体及び教育委員会等が連携・協力し、小中高生やご父兄、教育機関、施設等にチラシを配布し事業への参加呼びかけと動員を企てる。</p> <p>また、地域において本事業実施に向けての協力者と、子どもたちと日頃接しているリーダーの確保と協力による。</p>

事業（施策）名	青年長期ボランティア計画 (新規)
実施主体	日本青年奉仕協会ならびに各活動先
趣旨・目的	<p>青年たちがさまざまな社会課題に取り組む団体の活動にボランティアとして参加し、社会貢献活動を行う。</p> <p>活動を通して青年が視野を広げ、社会を見つめる眼を育て、活動終了後、地域のボランティア活動を推進するリーダーとしての学びを深め、地域づくり、社会づくりに参画していく。</p>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 18歳～30歳の青年</li> <li>・ 自らの力を社会に役立て、その経験を活かしてボランティア活動を推進するリーダーになろうという意欲と情熱があること</li> </ul>
概要	<p>青年が、一定の長期的な期間（6ヶ月～1年）活動の対象となる地域に滞在してボランティア活動に専念する。活動分野はさまざまで、子どもの活動をサポートする教育分野、高齢者の生活を支える高齢者福祉分野、障害者の自立支援や生活支援を行う障害者福祉分野、地域づくりに取り組む地域振興分野、そのほか医療保健、環境などさまざまな分野で活動している全国各地の団体・機関・自治体</p>
実施期間	平成15年4月1日～平成16年3月31日
連携・協力先	<p>ボランティアを受け入れる活動先（さまざまな分野で公益的な活動に従事している団体）</p> <p>ボランティア活動推進機関、社会福祉協議会、教育委員会、青少年団体など</p>
連携・協力内容	<p>青年ボランティアの受け入れ</p> <p>青年ボランティアのスキルアップと学びを深めるための情報・機会の提供</p> <p>募集・広報の協力（参加者募集、活動先募集）</p>

府省・団体名 (財)さわやか福祉財団

事業(施策)名	ふれあいボランティアパスポート普及事業 (拡充)
実施主体	(財)さわやか福祉財団
趣旨・目的	児童・生徒のボランティア活動のきっかけづくりが主な目的であるが、コミュニケーション能力を育て、自己肯定感を持てるようにすることなども目的の一つである。
対象者	小・中・高校生
概要	児童・生徒のボランティア活動のきっかけづくりのために、シールを貼って楽しみながらボランティア活動の記録ができ、さらに記録を達成すると、企業から達成人数に応じた一定額の寄付を環境・福祉等のボランティア団体にできるふれあいボランティアパスポートを2万冊(計画)発行し、全国の児童・生徒を対象に配布し、ボランティア活動に参加してもらう。
実施期間	平成14年度～平成15年度
連携・協力先	・平成14年度～ アメリカン・エクスプレス - 日本 ・平成15年度 親切会
連携・協力内容	・助成金の提供及び企画への参画

事業（施策）名	各地商工会議所の教育支援の取組み ( 継続 )
実施主体	全国各地の商工会議所
趣旨・目的	教育現場では、昨年4月から完全週5日制や総合的学習の時間が導入され、これにともない地域の教育機関と連携をとりながら体験学習を推進するなど各地商工会議所の役割がますます重要となってきたため、今年度も引き続き地域の教育に対する支援・協力活動を行う。
対象者	一般
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 職業体験などの受け入れ企業紹介</li> <li>2) インターンシップ</li> <li>3) キッズマート（商業体験）</li> <li>4) 社会人講師の派遣または紹介</li> <li>5) 教員研修の受け入れ</li> <li>6) 民間人校長の推薦</li> <li>7) 学校評議員制への協力</li> <li>8) 大学と企業との連携</li> <li>9) 留学生支援 など</li> </ul>
実施期間	事業によって異なる
連携・協力先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元の会員事業所</li> <li>・ 地元の各学校</li> <li>・ 奉仕活動・体験活動の場の提供に関する取組を実施している団体 など</li> </ul>
連携・協力内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会員事業所への協力呼びかけ（受け入れ企業の募集・紹介など）</li> <li>・ 各推進協議会への参画（例 インターンシップ推進協議会など）</li> </ul>

府省・団体名 財団法人河川環境管理財団 **子どもの水辺サポートセンター**

事業	水辺における体験学習の推進事業 ( 継続 )
実施主体	財団法人河川環境管理財団 子どもの水辺サポートセンター
趣旨・目的	子どもたちの自然離れが進む中、水辺を環境学習や体験学習の場として活用し水辺に子どもの賑わいを復活することを目的とし、川で子どもたちが活動をするにあたっての相談窓口や情報発信・交換のセンターとして、日本各地域の活動を積極的に支援する。
対象者	子どもを中心とした国民一般
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水辺における環境教育・体験学習に関する各種講習会の開催：様々なニーズに応じた内容の講習会の開催およびアンケートの実施</li> <li>・教育プログラムの開発及びその運用。</li> <li>・各種媒体による情報発信：ホームページ・メールマガジン・ニュースレター・機関紙等の様々な媒体を利用した情報発信の実施及び学校関係者・市民団体等が水辺を利用した環境学習を行う際の相談窓口の設置。</li> </ul>
実施期間	通年
連携・協力先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水辺を利用した環境学習を行っている市民団体</li> <li>・各種教育関係団体（学校教育関係団体、社会教育関係団体）</li> <li>・文部科学省・国土交通省・環境省等、国の機関および都道府県・市町村</li> </ul>
連携・協力内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント時における各府省・都道府県・市町村の支援・協力等</li> <li>・情報伝達の際の各府省・都道府県・市町村の協力</li> <li>・各府省・都道府県・市町村との情報の共有</li> </ul>